

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年 8 月18日
【計算期間】	第23期（自 平成22年11月20日 至 平成23年 5 月19日）
【ファンド名】	J P Mヨーロッパ小型株ファンド
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング
【電話番号】	0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、欧州の小型株^{*}を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。

* 「小型株」とは、購入時において、その発行会社の資本の額が100億ユーロまたはそれと同等以下のものをいいます。（以下同じ。）

(ロ) 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

(ハ) 基本的性格

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類^{*1} - 追加型投信/海外/株式

属性区分^{*2} - 投資対象資産：株式 中小型株

決算頻度：年2回

投資対象地域：欧州

為替ヘッジ：なし

*1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

*2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

投資対象資産	株式 中小型株： 目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。
決算頻度	年2回： 目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	欧州： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

(参考) 社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株式

単位型	国内	債券
	海外	
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	あり ()
一般 大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	あり ()
債券	年6回 (隔月)	欧州	
一般 公債	年12回 (毎月)	アジア	なし
社債		オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	
不動産投信	その他 ()	アフリカ	なし
その他資産 ()		中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています

当ファンドを含むすべての商品分類および属性区分の定義については、
社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

主として欧州各国に所在する発行会社が発行する株式のうち、小型株に投資します。

運用に際しては、行動ファイナンス理論^{*1}を応用した計量モデル^{*2}を活用します。

計量モデルは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ^{*3}で蓄積された運用ノウハウを
基に構築されています。

計量モデルで使用する具体的な評価指標の例としてはPBR、PER、収益予想の修正および株価モ
メンタム^{*4}が挙げられ、以下の観点からの分析を行うためのデータとしています。

株価が割安であるか

成長性が高いか

収益率の向上・業績の上方修正等の好材料が続いているか

- * 1 「行動ファイナンス理論」とは、人間の心理が投資判断や金融市場に与える影響を探求する学問です。人間は、将来が不確実な環境下では必ずしも合理的な判断をするとは限らないとの論点に立ちます。
- * 2 「計量モデル」とは、経済指標、企業の株価等の数値の動きを統計学的に検証し、その結果を用いて分析を行う手段をいいます。
- * 3 「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループとはJ Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。
- * 4 P B R（株価純資産倍率）...株価を1株当たり純資産で割ったものをいいます。
P E R（株価収益率）.....株価を1株当たり利益で割ったものをいいます。
収益予想の修正.....証券会社等の株式アナリストによる企業利益予想の上方修正・下方修正の動向のことです。
株価モメンタム.....株価の値動きに上向きの勢いがあるのか、下向きの勢いがあるのかを表します。

<行動ファイナンス理論の株式投資への応用例>

心理特性	心理傾向	行動傾向と株式投資への応用例	投資判断に用いる評価指標
代表性	過去の経験に基づく固定観念から、類似した性質を持つものを「同じもの」と考える	この傾向により、買われ過ぎ/売られ過ぎている銘柄が存在することから、買われ過ぎている銘柄への投資は避け、 <u>売られ過ぎている銘柄に着目</u>	P B R（株価純資産倍率）、P E R（株価収益率）より <u>割安な銘柄を選別</u>
固執	新しい情報に直面した際、それまでのデータや考え方を基準として判断をしようとする	この傾向により、株式アナリストが収益予想を上方修正した銘柄は、その後も収益がアナリストの予想を上回る傾向があるため、 <u>収益予想が上方修正された銘柄に着目</u>	収益予想の修正より <u>成長性が高い銘柄を選別</u>
損失回避	利益の獲得よりも損失の回避を優先させる	この傾向により、一度株価の上昇/下落が始まった銘柄はその基調がしばらく続く傾向にあるため、 <u>株価が上昇基調にある銘柄に着目</u>	株価モメンタム（株価の勢い、方向性）より <u>好材料が続いている銘柄を選別</u>

前記は全ての応用例を示すものではありません。

原則として為替ヘッジは行いません。

外貨建ての株式等に投資しますが、原則として為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

当該通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で当該通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

（注）経済事情や投資環境の急変等が起きた場合には、委託会社の判断により当ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。

当ファンドのベンチマークはH S B Cスモラー・ヨーロッパ（英国を含む）・インデックス（税引後配当込み、円ベース）*とします。

ベンチマークとは、ファンドの運用成果を計る指標です。

当ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、当ファンドのベンチマークは、投資対象国市場の構造変化等によっては見直すことがあります。

- * H S B Cスモラー・ヨーロッパ（英国を含む）・インデックスは、エイチエスピーシー・バンク・ピーエルシー（HSBC Bank plc）が発表しており、著作権はエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーに帰属しております。H S B Cスモラー・ヨーロッパ（英国を含む）・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は、同社が発表したH S B Cスモラー・ヨーロッパ（英国を含む）・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

運用の指図に関する権限をJ Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド^{*}(英国法人)に委託します。(以下「運用委託先」という場合があります。)

^{*} J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよび委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

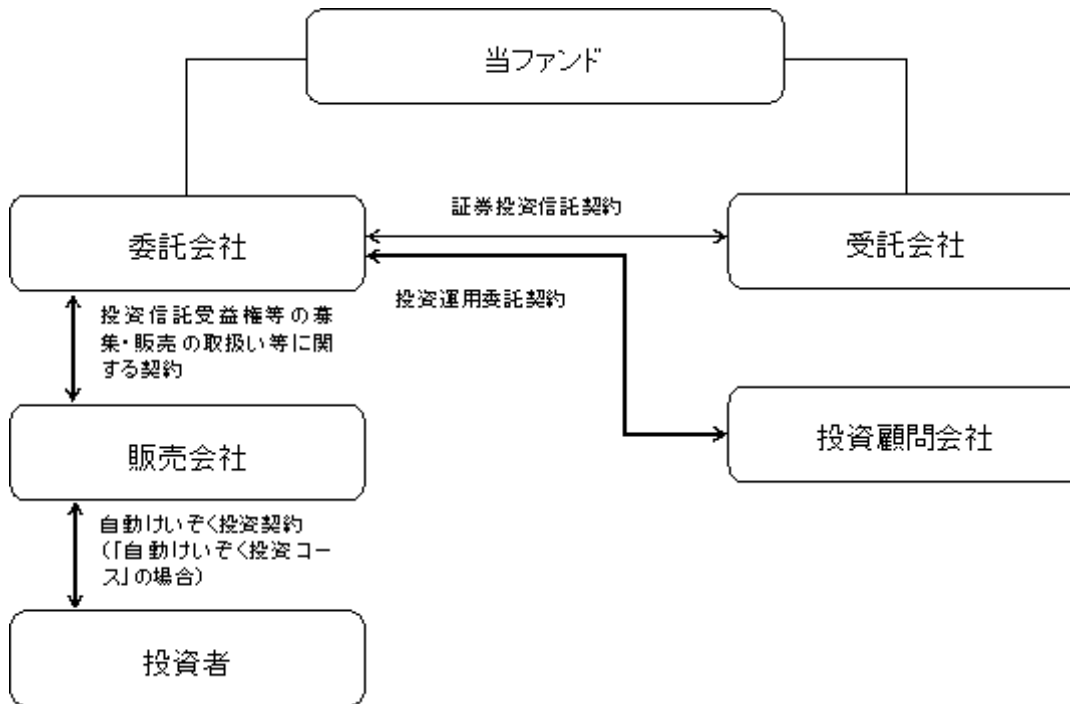
(2) 【ファンドの沿革】

平成12年1月19日 当ファンドの信託契約締結および設定・運用開始

平成19年8月17日 当ファンドの名称、投資対象、投資態度および資金借入れの目的変更

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 仕組図



(ロ)当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

株式会社りそな銀行（受託会社）

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

委託会社との契約により、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド（投資顧問会社）

委託会社との契約により、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等を行います。

(ハ) 委託会社の概況

資本金 2,218百万円（有価証券報告書提出日現在）

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第330号

設立年月日 平成2年10月18日

会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J Pモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

大株主の状況（有価証券報告書提出日現在）

名 称	住 所	所有株式数(株)	比率(%)
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(アジア)インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 運用方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に、欧州各国に所在する発行会社が発行する株式のうち小型株を主要投資対象として、積極的な運用を行います。

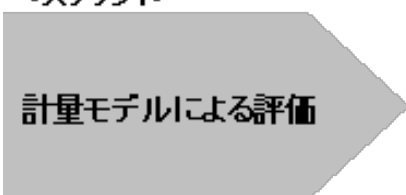
(ロ) 投資態度

当ファンドの運用プロセスは、次のとおりです。

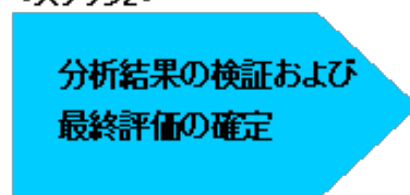
なお、資金動向や市況動向により、次のように運用ができない場合もあります。

運用の指図に関する権限の委託を受けたJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい、運用を行います。

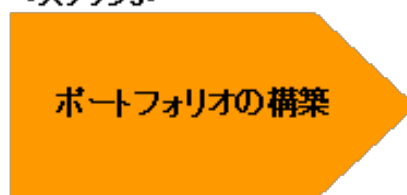
<運用プロセス>
<ステップ1>



<ステップ2>



<ステップ3>



ステップ1：計量モデルによる評価

投資対象となる約1,500銘柄（平成23年3月末現在）について、行動ファイナンス理論に裏付けられた計量モデルにより評価指標を検証し、当該指標の数値データを用いて投資対象銘柄を分析（定量分析）したうえで評価します。

その分析の結果、上位に評価された銘柄をファンド組入銘柄候補とします。

ステップ2：分析結果の検証および最終評価の確定

ステップ1で上位に評価された銘柄を対象に、欧州株式運用グループ*のポートフォリオ・マネジャーがステップ1における分析結果の妥当性、その銘柄の流動性等を検証します。

検証の結果、必要に応じて銘柄の評価を再度行い、最終的な銘柄の評価を確定します。

* 欧州株式運用グループについては、後記「(3) 運用体制」をご参照ください。

ステップ3：ポートフォリオの構築

ポートフォリオ・マネジャーは、ステップ1・ステップ2で確定した銘柄評価の上位銘柄を中心に、国、業種配分および個別銘柄への過度な偏りがないように配慮しながら、ポートフォリオを構築します。組入銘柄は原則として、月次で見直されます。（ポートフォリオ・マネジャーの判断により、随時見直されることもあります。）

為替ヘッジについて

為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の運用商品管理部門に所属するポートフォリオ・マネジャーが「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの為替部門からの情報を参考に当ファンドにおける為替ヘッジの為の投資判断を行い、委託会社の債券運用部門に所属する為替先物予約取引担当者が為替ヘッジの為の為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

(2)【投資対象】

(イ) 委託会社（J P Mヨーロッパ小型株ファンド約款（以下「信託約款」といいます。）第21条の2に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の

有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(イ)において同じ。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(ハ) 前記(イ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる投資対象により運用すること

の指図ができます。

（３）【運用体制】

J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドの欧州株式運用グループが当ファンドの運用を担当します。

欧州株式運用グループは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社の欧州の株式運用を行うポートフォリオ・マネジャーを含む約40名で構成されています。

欧州株式運用グループのポートフォリオ・マネジャーは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの各地域のポートフォリオ・マネジャーと意見交換し、各銘柄の調査・分析を行っております。

欧州株式運用グループにより管理される全ての欧州株ポートフォリオ（当ファンドを含みます。）は、ポートフォリオの構築において、ファンドの種類に応じた投資判断、および国別投資比率、為替リスク等の運用のリスク管理が行われています。また、全てのポートフォリオ・マネジャーが同グループ内で情報を共有化し、運用に活かします。

運用部門から独立したJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドの内部管理部門等においては、当ファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

（注）前記の運用体制・組織名称等は、平成23年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・為替ヘッジにかかる運用体制

為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が為替ヘッジの為の投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門により検証されます。

・委託会社による、運用の指図に関する権限の委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用の指図に関する権限の委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しております。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しております。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しております。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。（詳細につきましては信託約款第45条第1項をご参照ください。）

分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前の

ため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票(当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの)を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

(イ)信託約款は、委託会社(運用委託先を含みます。)による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。

株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)への投資割合は、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場(金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。)または外国金融商品市場(金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとし、

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5に定めるものを除きます。)

の行使により取得可能な株券

デリバティブ取引(以下の～の取引等をいいます。)の利用目的

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引(金融商品取引法施行前の旧証券取引法(以下「旧証取法」といいます。))第2条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。)、有価証券指数等先物取引(旧証取法第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。))および有価証券オプション取引(旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。))ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

B 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

C 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第20条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額(以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。))の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。))に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引(金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関

する法律施行規則(以下「旧投信法施行規則」といいます。以下同じ。)第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。

B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびにその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引(旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。

B 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引または為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引または為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

D 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

E 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、の規定による売却代金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第20条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券の利子等、株式配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ)投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が下落し、その結果損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドが有する主なリスク等は以下の通りです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したのではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。当ファンドは預貯金と異なります。

株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢や、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また、株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。当ファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。特に、小型株式への投資は大型株式への投資に比べて大きなリスクを伴います。小型株式の発行会社の業績・財務状況は、政治・経済情勢からより大きな影響を受け、大型株式に比べ、株価がより大幅に変動する可能性があります。このリスクは、比較的小規模で業歴の浅い発行会社の株式に投資する場合にはより高くなります。

流動性リスク

小型株式は大型株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があり、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。その場合には、当ファンドが保有する株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、主として外貨建資産に投資しますが、原則として為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動により、当ファンドの基準価額が変動することがあります。経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の判断により為替ヘッジを行うことがありますが、その場合でも為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

デリバティブ商品のリスク

当ファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当ファンドの基準価額はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当ファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定は行動ファイナンス理論を応用して行うため、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、ベンチマークとは異なるものになります。そのため、当ファンドの基準価額の変動が欧州の株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。さらに、当ファンドの運用委託先を変更する場合があります。

解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。

繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、一部解約により受益権の総口数が10億口を下回るようになった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

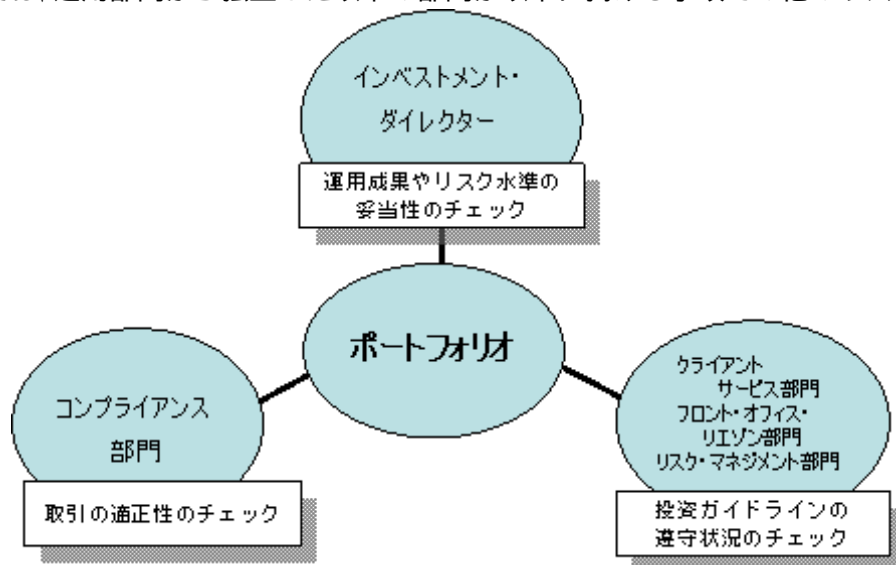
さらに、当ファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドの基準価額が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

(2) 投資リスクに関する管理体制

運用のリスク管理体制

以下は、当ファンドの運用委託先である、J P モルガン・アセット・マネジメント（U K ）リミテッドにおけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（平成23年6月末現在）

インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果が当ファンドの目標とする数値に適合しているか、当ファンドが取ったリスクは運用成果の目標に達するために必要な水準であるか、また、当ファンドの投資目標にしたがっているかをチェックするため、当ファンドのポートフォリオ・マネジャーと四半期毎にミーティングを実施します。

コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券の取引が適正であるかのチェックを行います。

投資ガイドライン*違反を未然防止するためのモニター・システムをポートフォリオ・マネジャーは活用しています。このシステムは潜在的投資ガイドライン違反を発見した場合、ポートフォリオ・マネジャーに対し警告を発します。ポートフォリオ・マネジャーは警告を無効とするためには、警告がなぜ無効となるのか理由を入力しなければなりません。この入力された理由はレポートにまとめられ、クライアントサービス部門、フロント・オフィス・リエゾン部門およびリスク・マネジメント部門によりモニターされ、無効の理由が妥当なものであるかが検証されます。

* 当ファンドの投資方針、投資範囲・制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

為替ヘッジについてのリスク管理体制

為替ヘッジは、原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等が起きた場合、委託会社の判断により為替ヘッジを行うことがあります。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.15%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）につきましては、販売会社にお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.785%（税抜1.7%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.84% （税抜0.8%）	年率0.84% （税抜0.8%）	年率0.105% （税抜0.1%）

委託会社の受ける報酬には、当ファンドの運用委託先への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.5%）が含まれています。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

(a) 運用報酬

(b) 運用に付随して発生する費用

(c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

前記 から までの費用等は、当ファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載しておりません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載しておりません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

2. 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成23年7月1日現在適用されるものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10%（所得税7%

および地方税3%)^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20% (所得税15%および地方税5%)となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10% (所得税7%および地方税3%)^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記(二)損益通算についてをご参照ください。)

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10% (所得税7%および地方税3%)^{*2}の税率で源泉徴収されます。

* 1 個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額です。

* 2 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20% (所得税15%および地方税5%)となる予定です。

(ハ) 買取請求時

買取価額から取得費を控除した差益は、前記(ロ)一部解約時・償還時と同様の取扱いとなります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記(二)損益通算についてをご参照ください。)詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(ニ) 損益通算について

公募株式投資信託^{*1}(当ファンドを含みます。以下同じ。)の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家(税務署等)または販売会社にご確認ください。

* 1 不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において株式の組入れが可能である投資信託をいいます。

* 2 上場株式、上場特定株式投資信託(ETF)、上場特定不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは、税務専門家(税務署等)にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7% (所得税7%)^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。特別分配金は課税されません。

買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15% (所得税15%)となる予定です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年6月20日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	ドイツ	98,450,948	19.02
	イタリア	24,295,375	4.69
	フランス	28,326,435	5.47
	イギリス	138,223,383	26.70
	スイス	31,073,441	6.00
	オランダ	14,863,036	2.87
	スペイン	35,396,363	6.84
	ベルギー	18,101,696	3.50
	スウェーデン	30,672,224	5.93
	ノルウェー	15,166,408	2.93
	オーストリア	12,996,852	2.51
	フィンランド	21,155,745	4.09
	デンマーク	18,861,877	3.64
	アイルランド	7,483,788	1.45
	ギリシャ	1,394,553	0.27
ポルトガル	389,245	0.08	
	小計	496,851,369	95.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	20,749,587	4.01
合計(純資産総額)		517,600,956	100.00

(注1) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、当ファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年6月20日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	スイス	スイス	株式	OC OERLIKON CORP AG-REG	資本財	10,956	660.30	7,234,356	630.12	6,903,642	1.33
2	イギリス	イギリス	株式	CAPE PLC	商業・専門 サービス	8,934	630.77	5,635,381	712.74	6,367,663	1.23
3	ベルギー	ベルギー	株式	S.A.D' IETEREN N.V.	小売	1,060	5,508.65	5,839,179	5,469.75	5,797,939	1.12
4	スウェーデン	スウェーデン	株式	BETSSON AB	消費者サービス	3,118	1,904.77	5,939,083	1,814.38	5,657,252	1.09
5	ベルギー	ベルギー	株式	NYRSTAR	素材	4,944	1,075.64	5,317,974	1,088.22	5,380,205	1.04
6	ドイツ	ドイツ	株式	SIXT AG	運輸	1,076	4,148.85	4,464,163	4,448.46	4,786,549	0.92
7	オランダ	オランダ	株式	TEN CATE NV	耐久消費財・ アパレル	1,462	3,375.43	4,934,889	3,213.19	4,697,690	0.91
8	イギリス	イギリス	株式	CRODA INTERNATIONAL PLC	素材	1,866	2,423.33	4,521,939	2,458.32	4,587,229	0.89
9	デンマーク	デンマーク	株式	TOPDANMARK AS	保険	307	14,591.35	4,479,546	14,312.21	4,393,851	0.85
10	デンマーク	デンマーク	株式	ROYAL UNIBREW A/S	食品・飲料・ タバコ	823	5,691.13	4,683,808	5,207.92	4,286,126	0.83
11	スペイン	スペイン	株式	GRUPO CATALANA OCCIDENTE SA	保険	2,170	1,962.36	4,258,332	1,955.60	4,243,670	0.82
12	イギリス	イギリス	株式	RENISHAW PLC	テクノロジー ・ハードウェア および機器	1,838	2,131.75	3,918,166	2,253.56	4,142,061	0.80
13	イギリス	イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロジー ・ハードウェア および機器	1,944	2,007.34	3,902,286	2,015.12	3,917,402	0.76
14	スイス	スイス	株式	FORBO HOLDING AG-REG	耐久消費財・ アパレル	65	65,795.16	4,276,686	59,616.55	3,875,076	0.75
15	ドイツ	ドイツ	株式	FUCHS PETROLUB AG -PFD	素材	295	12,306.94	3,630,549	12,558.69	3,704,814	0.72
16	イギリス	イギリス	株式	ELEMENTIS PLC	素材	17,242	200.21	3,452,133	208.12	3,588,431	0.69
17	ノルウェー	ノルウェー	株式	TGS NOPEC GEOPHYSICAL COMPANY ASA	エネルギー	1,713	2,062.86	3,533,689	2,088.00	3,576,744	0.69
18	ノルウェー	ノルウェー	株式	CERMAQ ASA	食品・飲料・ タバコ	2,528	1,552.14	3,923,813	1,373.87	3,473,156	0.67
19	ドイツ	ドイツ	株式	GEA GROUP AG	資本財	1,291	2,643.83	3,413,190	2,673.65	3,451,690	0.67
20	スペイン	スペイン	株式	JAZZTEL PLC	電気通信サービス	6,684	507.34	3,391,063	515.96	3,448,708	0.67
21	イギリス	イギリス	株式	FENENR PLC	資本財	7,028	501.51	3,524,635	487.64	3,427,183	0.66

22	アイルランド	アイルランド	株式	GLANBIA PLC	食品・飲料・タバコ	5,965	528.00	3,149,566	572.14	3,412,874	0.66
23	デンマーク	デンマーク	株式	SIMCORP A/S	ソフトウェア・サービス	225	15,618.38	3,514,137	15,033.20	3,382,470	0.65
24	ドイツ	ドイツ	株式	DUERR AG	資本財	1,066	2,974.03	3,170,322	3,123.93	3,330,118	0.64
25	ドイツ	ドイツ	株式	SOFTWARE AG	ソフトウェア・サービス	748	4,534.69	3,391,955	4,442.17	3,322,745	0.64
26	ドイツ	ドイツ	株式	DEUTZ AG	資本財	4,682	746.47	3,494,987	709.58	3,322,255	0.64
27	スペイン	スペイン	株式	SOL MELIA SA	消費者サービス	3,665	1,002.40	3,673,820	904.56	3,315,245	0.64
28	スペイン	スペイン	株式	VISCOFAN SA	食品・飲料・タバコ	1,037	3,167.42	3,284,617	3,151.40	3,268,004	0.63
29	イギリス	イギリス	株式	JOHN WOOD GROUP PLC	エネルギー	4,000	845.57	3,382,299	815.76	3,263,076	0.63
30	フランス	フランス	株式	WENDEL	資本財	356	9,273.40	3,301,332	9,070.86	3,229,228	0.62

(注) 上記の「国/地域」は、当ファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しております。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」の記載に基づき、どこへの投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

（平成23年6月20日現在）

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	4.89
		素材	11.22
		資本財	23.00
		商業・専門サービス	3.69
		運輸	3.31
		自動車・自動車部品	3.28
		耐久消費財・アパレル	5.69
		消費者サービス	3.81
		メディア	1.99
		小売	3.78
		食品・生活必需品小売り	0.09
		食品・飲料・タバコ	4.64
		ヘルスケア機器・サービス	1.94
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.58
		銀行	0.95
		各種金融	2.64
		保険	3.51
		不動産	3.38
		ソフトウェア・サービス	4.64
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.98
電気通信サービス	1.66		
公益事業	0.13		
半導体・半導体製造装置	1.19		
合計			95.99

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年6月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
4期	(平成13年11月19日)	3,962	3,962	0.2957	0.2957
5期	(平成14年5月20日)	3,254	3,254	0.2554	0.2554
6期	(平成14年11月19日)	1,870	1,870	0.1720	0.1720
7期	(平成15年5月19日)	1,778	1,778	0.1780	0.1780
8期	(平成15年11月19日)	2,305	2,305	0.2435	0.2435
9期	(平成16年5月19日)	2,037	2,037	0.2333	0.2333
10期	(平成16年11月19日)	2,040	2,040	0.2500	0.2500
11期	(平成17年5月19日)	1,885	1,885	0.2599	0.2599
12期	(平成17年11月21日)	1,941	1,941	0.2882	0.2882
13期	(平成18年5月19日)	1,907	1,907	0.3174	0.3174
14期	(平成18年11月20日)	1,754	1,754	0.3229	0.3229
15期	(平成19年5月21日)	1,791	1,791	0.3701	0.3701
16期	(平成19年11月19日)	1,466	1,466	0.3438	0.3438
17期	(平成20年5月19日)	1,221	1,221	0.3050	0.3050
18期	(平成20年11月19日)	451	451	0.1181	0.1181
19期	(平成21年5月19日)	489	489	0.1317	0.1317
20期	(平成21年11月19日)	583	583	0.1654	0.1654
21期	(平成22年5月19日)	493	493	0.1459	0.1459
22期	(平成22年11月19日)	539	539	0.1698	0.1698
23期	(平成23年5月19日)	562	562	0.1861	0.1861
	平成22年6月末日	453	-	0.1366	-
	平成22年7月末日	495	-	0.1507	-
	平成22年8月末日	454	-	0.1397	-
	平成22年9月末日	517	-	0.1606	-
	平成22年10月末日	521	-	0.1632	-
	平成22年11月末日	516	-	0.1629	-
	平成22年12月末日	547	-	0.1740	-
	平成23年1月末日	555	-	0.1778	-
	平成23年2月末日	541	-	0.1766	-
	平成23年3月末日	571	-	0.1874	-
	平成23年4月末日	594	-	0.1964	-
	平成23年5月末日	560	-	0.1857	-
	平成23年6月20日	517	-	0.1731	-

【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期	0.0000
9期	0.0000
10期	0.0000
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000
21期	0.0000
22期	0.0000
23期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率（％）
4期	32.0
5期	13.6
6期	32.7
7期	3.5
8期	36.8
9期	4.2
10期	7.2
11期	4.0
12期	10.9
13期	10.1
14期	1.7
15期	14.6
16期	7.1
17期	11.3
18期	61.3
19期	11.5
20期	25.6
21期	11.8
22期	16.4

23期	9.6
-----	-----

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落)(以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数(口)
4期	766,390,000	2,886,490,000	13,401,330,000
5期	300,700,000	959,840,000	12,742,190,000
6期	12,220,000	1,877,650,000	10,876,760,000
7期	16,000,000	899,350,000	9,993,410,000
8期	136,720,000	662,600,000	9,467,530,000
9期	27,540,000	763,400,000	8,731,670,000
10期	440,000	568,030,000	8,164,080,000
11期	4,600,000	914,700,000	7,253,980,000
12期	4,800,000	521,380,000	6,737,400,000
13期	30,970,000	757,880,000	6,010,490,000
14期	400,000	577,890,000	5,433,000,000
15期	6,961,578	599,690,000	4,840,271,578
16期	5,102,209	579,439,547	4,265,934,240
17期	1,035,707	263,312,121	4,003,657,826
18期	8,296,890	191,389,709	3,820,565,007
19期	1,130,521	106,571,538	3,715,123,990
20期	4,081,123	191,950,000	3,527,255,113
21期	248,553	142,340,000	3,385,163,666
22期	-	208,510,890	3,176,652,776
23期	5,087,560	159,891,336	3,021,849,000

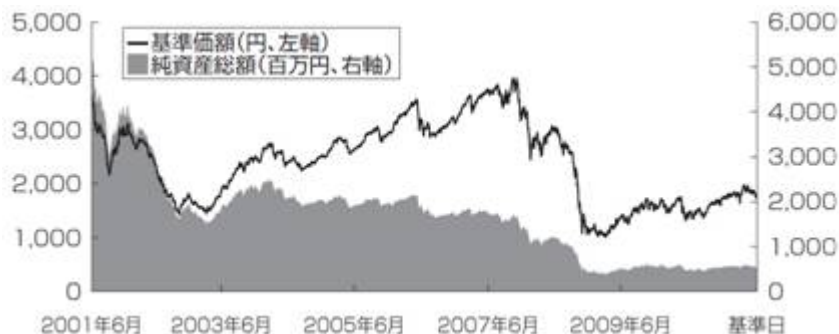
(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2011年6月20日	設定日	2000年1月19日
純資産総額	517百万円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
19期	2009年5月	0
20期	2009年11月	0
21期	2010年5月	0
22期	2010年11月	0
23期	2011年5月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
イギリス	26.4%
ドイツ	19.0%
スペイン	6.8%
スイス	6.0%
スウェーデン	5.9%
その他	31.9%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
ユーロ	50.9%
英ポンド	26.7%
スイスフラン	6.0%
スウェーデンクローネ	5.9%
デンマーククローネ	3.6%
ノルウェークローネ	2.9%

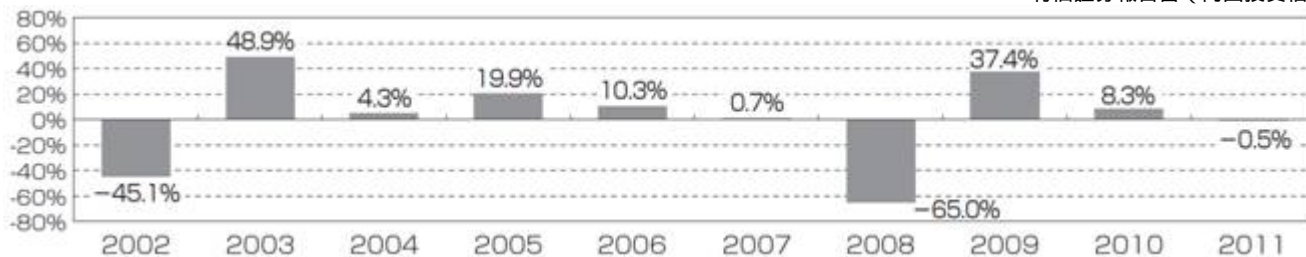
業種別構成状況

業種	投資比率 2
資本財	23.0%
素材	11.2%
耐久消費財・アパレル	5.7%
エネルギー	4.9%
食品・飲料・タバコ	4.6%
その他	46.6%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国 1	通貨	業種	投資比率 2
1	OCエリコン	スイス	スイスフラン	資本財	1.3%
2	ケーPPLC	イギリス	英ポンド	商業・専門サービス	1.2%
3	ディーテレン	ベルギー	ユーロ	小売	1.1%
4	ベッツソンAB	スウェーデン	スウェーデンクローネ	消費者サービス	1.1%
5	ニルスター	ベルギー	ユーロ	素材	1.0%
6	シクスタAG	ドイツ	ユーロ	運輸	0.9%
7	ロイヤル・テン・カーテ	オランダ	ユーロ	耐久消費財・アパレル	0.9%
8	クローダイナ国際	イギリス	英ポンド	素材	0.9%
9	トップダンマルク	デンマーク	デンマーククローネ	保険	0.8%
10	ロイヤル・ユニブルー	デンマーク	デンマーククローネ	食品・飲料・タバコ	0.8%

年間収益率の推移



* 年間収益率 (%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

* 2011年の年間収益率は前年末営業日から2011年6月20日までのものです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 1 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- 2 当ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、ロンドン証券取引所の休業日には、取得申込みの受付は行いません。

申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

受渡方法

(a) 取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

緊急事態発生時における受付の中止

委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。

申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03 - 6736 - 2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。

ただし、ロンドン証券取引所の休業日には、換金申込みの受付は行いません。

換金の方法は、解約請求と買取請求による方法があります。

換金価格

(a)解約請求

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

(b)買取請求

換金申込日の翌営業日の基準価額から販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた額とします。（当該源泉徴収税額に相当する額の控除は免除される場合があります。）

買取請求時の手続等については、販売会社にお問い合わせください。

課税については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

解約請求・買取請求共、換金時に手数料はかかりません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

受渡方法

(a)換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等においてお支払いいたします。

(b)受益権の引渡しについて

解約請求の場合

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかるこの信託契約の一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとし、当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方

は、換金申込みに際して個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

買取請求については販売会社にお問合わせください。

受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額(基準価額)は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

ただし、後記「(5) その他 信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年5月20日から11月19日までおよび11月20日から翌年5月19日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎年5月19日および11月19日(該当日が休業日の場合は翌営業日)となります。

(5)【その他】

信託の終了等

(a) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - b. 委託会社は、前記a.の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - c. 前記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 前記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a.の信託契約の解約をしません。
 - e. 委託会社は、前記d.により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - f. 前記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。
- (注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述

べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
 - (e) 委託会社は、前記(d)により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - (f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(e)までの規定にしたがいます。
- (注) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。

関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヶ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社とJ Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドとの間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者にお支払いします。また、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し滞りなく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権および買取請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有し、また受益権の買取を販売会社に請求する権利を有します。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「3 資産管理等の概要 (5) その他 信託の終了等」または「 信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(5) 帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（平成22年5月20日から平成22年11月19日まで）および第23期計算期間（平成22年11月20日から平成23年5月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPMヨーロッパ小型株ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (平成22年11月19日現在)	第23期 (平成23年5月19日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	5,154,961	9,614,081
コール・ローン	696,237	6,505,780
株式	530,360,420	551,081,742
派生商品評価勘定	23,659	12,286
未収入金	10,096,922	18,962,903
未収配当金	182,675	1,467,994
未収利息	-	8
流動資産合計	546,514,874	587,644,794
資産合計	546,514,874	587,644,794
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	33,845	12,498
未払金	2,662,231	20,224,949
未払解約金	80,311	73,920
未払受託者報酬	261,322	290,822
未払委託者報酬	4,181,036	4,653,068
その他未払費用	52,200	58,101
流動負債合計	7,270,945	25,313,358
負債合計	7,270,945	25,313,358
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 3,176,652,776	¹ 3,021,849,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	² 2,637,408,847	² 2,459,517,564
(分配準備積立金)	47,144,058	50,081,463
元本等合計	539,243,929	562,331,436
純資産合計	539,243,929	562,331,436
負債純資産合計	546,514,874	587,644,794

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第22期 (自 平成22年 5 月20日 至 平成22年11月19日)	第23期 (自 平成22年11月20日 至 平成23年 5 月19日)
営業収益		
受取配当金	3,699,111	6,492,017
配当株式	4 77,916	4 12,498
受取利息	75	161
有価証券売買等損益	73,123,661	43,641,098
為替差損益	13,108,119	11,753,421
その他収益	68,098	-
営業収益合計	90,076,980	61,899,195
営業費用		
受託者報酬	261,322	290,822
委託者報酬	1 4,181,036	1 4,653,068
その他費用	3 8,814,458	3 5,945,811
営業費用合計	13,256,816	10,889,701
営業利益	76,820,164	51,009,494
経常利益	76,820,164	51,009,494
当期純利益	76,820,164	51,009,494
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	922,085	1,777,212
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,891,409,685	2,637,408,847
剰余金増加額又は欠損金減少額	178,102,759	132,748,016
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	178,102,759	132,748,016
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,089,015
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	4,089,015
分配金	2 -	2 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,637,408,847	2,459,517,564

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第22期 (自 平成22年5月20日 至 平成22年11月19日)	第23期 (自 平成22年11月20日 至 平成23年5月19日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	第22期 (平成22年11月19日現在)	第23期 (平成23年5月19日現在)

1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	3,385,163,666円	3,176,652,776円
期中追加設定元本額	- 円	5,087,560円
期中一部解約元本額	208,510,890円	159,891,336円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,637,408,847円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,459,517,564円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	3,176,652,776口	3,021,849,000口
1 口当たりの純資産額	0.1698円	0.1861円
(1 万口当たりの純資産額)	(1,698円)	(1,861円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第22期 (自平成22年5月20日 至平成22年11月19日)	第23期 (自平成22年11月20日 至平成23年5月19日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	3,268,910円	5,310,191円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	- 円	- 円
分配準備積立金額	43,875,148円	44,771,272円
当ファンドの分配対象収益額	47,144,058円	50,081,463円
当ファンドの期末残存口数	3,176,652,776口	3,021,849,000口
1万口当たり収益分配対象額	148.40円	165.73円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円
3 その他費用の内訳	カストディ フィー 8,647,417円 その他 167,041円	カストディ フィー 5,887,710円 その他 58,101円
4 配当株式	外国株式の発行会社が行う株式配当によるものであります。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

区分	第22期 (自 平成22年5月20日 至 平成22年11月19日)	第23期 (自 平成22年11月20日 至 平成23年5月19日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが当計算期間中に保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第22期 (平成22年11月19日現在)	第23期 (平成23年5月19日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第22期 (平成22年11月19日現在)	第23期 (平成23年5月19日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	84,013,545	48,981,952
合計	84,013,545	48,981,952

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	第22期（平成22年11月19日現在）				第23期（平成23年5月19日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年 超 （円）	時価 （円）	評価損 益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年 超 （円）	時価 （円）	評価損 益 （円）
市場 取引 以外 の 取引	為替予約取引 買建								
	ユーロ	2,901,705	-	2,924,132	22,427	-	-	-	-
	スウェーデンク ローネ	-	-	-	-	2,457,714	-	2,470,000	12,286
	売建								
	ユーロ	5,150,150	-	5,172,358	22,208	2,457,714	-	2,470,212	12,498
	スイスフラン デンマークク ローネ	1,726,320	-	1,725,088	1,232	-	-	-	-
		1,175,385	-	1,187,022	11,637	-	-	-	
合計		10,953,560	-	11,008,600	10,186	4,915,428	-	4,940,212	212

（注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- （2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成23年5月19日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
ユーロ	MOTOR OIL (HELLAS) CORINTH REFINERIES SA	680	8.56	5,820.80	
	SCHOELLER-BLECKMANN OILFIELD EQUIPMENT	243	63.99	15,549.57	
	AMG ADVANCED METALLURGICAL GROUP NV	2,197	14.15	31,087.55	
	ARKEMA	270	72.28	19,515.60	
	BUZZI UNICEM SPA	2,875	9.91	28,491.25	
	FUCHS PETROLUB AG -FPD	405	107.55	43,557.75	
	GRUPO EMPRESARIAL ENCE SA	1,953	2.65	5,175.45	
	KEMIRA OYJ	630	12.42	7,824.60	
	NYRSTAR	4,944	9.40	46,473.60	
	NYRSTAR-STRIP VVPR	735	0.00	5.14	

	PAPELES Y CARTONES DE EUROPA SA	6,571	3.89	25,561.19	
	SEMAPA-SOCIEDADE DE INVESTIMENTO	1,292	8.00	10,337.29	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	1,552	8.39	13,021.28	
	STE INTERNATIONALE PLANTATIONS HEVEAS SA	78	96.24	7,506.72	
	STO AG-PREFERRED	116	116.75	13,543.00	
	TUBACEX SA	890	3.10	2,759.00	
	AALBERTS INDUSTRIES NV	1,068	15.88	16,965.18	
	ANDRITZ AG	299	70.30	21,019.70	
	ASTALDI SPA	1,045	5.54	5,789.30	
	BAUER AG	593	35.00	20,755.00	
	BILFINGER BERGER SE	427	63.99	27,323.73	
	BRENNTAG AG	129	80.28	10,356.12	
	CARGOTEC OYJ-B SHARE	168	35.08	5,893.44	
	CARRARO SPA	2,322	3.80	8,837.53	
	CFE	326	55.04	17,943.04	
	CONSTRUCCIONES Y AUXILIAR DE FERROCARRIL	16	393.00	6,288.00	
	CRAMO OYJ	889	17.61	15,655.29	
	DELACHAUX	115	78.83	9,065.45	
	DEUTZ AG	3,719	6.50	24,173.50	
	DUERR AG	1,066	25.99	27,705.34	
	DURO FELGUERA SA	831	5.82	4,836.42	
	ENTREPOSE CONTRACTING	50	90.70	4,535.00	
	FAIVELEY TRANSPORT	87	68.90	5,994.30	
	FRIGOGLOSS SA	1,236	10.90	13,472.40	
	GAMESA CORPORACION TECNOLOGICA SA	4,616	6.57	30,359.43	
	GEA GROUP AG	255	23.23	5,924.92	
	GILDEMEISTER AG	1,411	16.05	22,653.60	
	HAULOTTE GRUUP	1,079	16.00	17,264.00	
	HEIJMANS NV-CVA	272	21.38	5,815.36	
	IMPREGILO SPA	16,600	2.29	38,146.80	
	IMS INTERNATIONAL METAL SERVICE	401	17.73	7,111.73	
	INDUS HOLDING AG	701	22.64	15,874.14	
	INTERPUMP GROUP SPA	1,148	5.72	6,572.30	
	JUNGHEINRICH AG- PRFD	467	33.18	15,495.06	
	KLOECKNER & CO SE	785	22.47	17,638.95	
	KONECRANES OYJ	385	29.63	11,407.55	
	KONINKLIJKE BAM GROEP NV	3,593	5.20	18,694.37	
	KRONES AG	527	55.50	29,248.50	
	KUKA AG	1,302	18.84	24,529.68	
	MANITOU BF	406	22.44	9,110.64	
	MERSEN	422	41.96	17,707.12	
	NEXANS SA	167	67.18	11,219.06	
	OBRASCON HUARTE LAIN S.A.	1,112	25.14	27,955.68	
	PALFINGER AG	913	27.80	25,385.96	
	PFEIFFER VACUUM TECHNOLOGY AG	245	86.81	21,268.45	
	PKC GROUP OYJ	1,373	18.00	24,714.00	
	PRYSMIAN SPA	487	14.56	7,090.72	
	RAMIRENT OYJ	1,867	10.90	20,350.30	
	REXEL SA	337	17.87	6,022.19	
	SEMPERIT AG HOLDING	610	37.00	22,570.00	
	TOGNUM AG	412	25.82	10,637.84	
	TREVI FINANZIARIA SPA	1,673	10.83	18,118.59	
	VACON OYJ	576	44.50	25,632.00	
	WENDEL	356	81.04	28,850.24	
	YIT OYJ	1,484	19.60	29,086.40	

ZUMTOBEL AG	740	23.92	17,700.80
AKKA TECHNOLOGIES	200	23.10	4,620.00
ASSYSTEM	483	17.99	8,689.17
DERICHEBOURG SA	3,278	6.38	20,939.86
POYRY OYJ	876	11.41	9,995.16
AUTOSTRADA TORINO-MILANO SPA	522	11.16	5,825.52
NORBERT DENTRESSANGLE	91	77.35	7,038.85
OESTERREICHISCHE POST AG	746	22.77	16,990.15
SIAS SPA	2,477	8.48	21,004.96
SIXT AG	770	35.15	27,069.35
VTG AG	363	18.19	6,602.97
BERTRANDT AG	454	52.41	23,794.14
BREMBO SPA	1,793	9.13	16,379.05
CIE AUTOMOTIVE SA	3,482	6.05	21,066.10
FAURECIA	339	28.80	9,763.20
LEONI AG	694	36.44	25,289.36
NOKIAN RENKAAT OYJ	794	32.92	26,138.48
PLASTIC OMNIUM SA	245	21.93	5,372.85
POLYTEC HOLDING AG	1,219	8.27	10,089.66
SOCIETE FONCIERE FINANCIERE ET DE PARTIC	78	53.94	4,207.32
SOGEFI SPA	3,643	2.49	9,071.07
DE' LONGHI SPA	3,001	9.08	27,264.08
FISKARS CORPORATION	961	18.06	17,355.66
GERRY WEBER INTERNATIONAL AG	603	47.00	28,341.00
HUGO BOSS AG-PFD	425	64.57	27,442.25
POLTRONA FRAU SPA	4,462	1.36	6,104.01
TEN CATE NV	1,418	29.50	41,838.09
TOD'S SPA	152	91.55	13,915.60
TRIGANO SA	182	24.47	4,453.54
NH HOTELES SA	5,335	5.63	30,036.05
PADDY POWER PLC	760	34.36	26,113.60
SOL MELIA SA	3,665	8.76	32,105.40
GFK SE	297	38.44	11,418.16
KINEPOLIS	314	56.41	17,712.74
DELTA COM AG	268	73.88	19,799.84
JUMBO SA	1,014	5.19	5,262.66
S.A.D' IETEREN N.V.	1,060	48.14	51,028.40
YOOX SPA	1,261	12.57	15,850.77
GLANBIA PLC	3,250	4.50	14,625.00
NATUREX	130	52.94	6,882.20
PESCANOVA SA	625	28.62	17,887.50
SIPEF NV	61	67.00	4,087.00
VISCOFAN SA	1,037	27.97	29,004.89
ARSEUS NV	655	12.38	8,108.90
CARL ZEISS MEDITEC AG	105	15.50	1,627.50
SORIN SPA	6,391	2.04	13,037.64
RECORDATI SPA	2,911	7.55	21,992.60
STADA ARZNEIMITTEL AG	846	28.96	24,504.39
AAREAL BANK AG	1,081	23.05	24,922.45
ACKERMANS & VAN HAAREN NV	92	68.96	6,344.32
AZIMUT HOLDING SPA	4,038	7.71	31,153.17
BANCA GENERALI S.P.A.	998	10.77	10,748.46
CORPORACION FINANCIERA ALBA SA	471	42.00	19,782.00
GIGASET AG	1,435	4.30	6,170.50
HELLENIC EXCHANGES SA	4,885	5.04	24,620.40

	POHJOLA BANK PLC	2,506	9.73	24,395.91	
	SNS REAAL NV	3,731	3.73	13,916.63	
	DELTA LLOYD NV	239	16.35	3,908.84	
	FBD HOLDINGS PLC	1,132	7.10	8,037.20	
	GRUPO CATALANA OCCIDENTE SA	1,358	17.17	23,316.86	
	MEDIOLANUM SPA	7,896	3.87	30,557.52	
	CA IMMOBILIEN ANLAGEN AG	460	12.83	5,904.10	
	CITYCON OYJ	2,876	3.30	9,490.80	
	SPONDA OYJ	2,193	3.98	8,728.14	
	TAG IMMOBILIEN AG	2,850	7.27	20,719.50	
	ALTRAN TECHNOLOGIES SA	3,522	5.09	17,934.02	
	ATOS ORIGIN	144	40.59	5,845.68	
	BECHTLE AG	948	33.59	31,843.32	
	CANCOM IT SYSTEME AG	414	10.20	4,222.80	
	LECTRA	2,376	6.14	14,588.64	
	PSI AG	369	20.74	7,653.06	
	SOFTWARE AG	519	39.96	20,739.24	
	SOPRA GROUP	216	80.40	17,366.40	
	UNIT 4 NV	248	26.00	6,448.00	
	XING AG	131	50.47	6,611.57	
	BALDA AG	537	9.60	5,155.20	
	BARCO (NEW) NV	313	57.06	17,859.78	
	TKH GROUP NV-DUTCH CERT	300	23.80	7,140.00	
	DRILLISCH AG	1,642	8.14	13,365.88	
	JAZZTEL PLC	4,034	4.40	17,777.83	
	QSC AG	5,863	2.85	16,709.55	
	SONAECOM SGPS SA	2,126	1.60	3,403.72	
	IREN SPA	5,064	1.39	7,069.34	
	DIALOG SEMICONDUCTOR PLC	632	14.44	9,126.08	
	ELMOS SEMICONDUCTOR AG	1,994	11.28	22,492.32	
	OKMETIC OYJ	445	6.15	2,736.75	
	SUESS MICROTEC AG	2,467	11.32	27,938.77	
小計	銘柄数：	152		2,467,486.35	
				(287,782,933)	
	組入時価比率：	51.2%		52.2%	
英ポンド	ANGLO PACIFIC GROUP PLC	3,824	3.12	11,934.70	
	BOWLEVEN PLC	4,009	3.21	12,888.93	
	HUNTING PLC	1,696	7.24	12,279.04	
	JOHN WOOD GROUP PLC	4,000	6.52	26,100.00	
	LAMPRELL PLC	4,633	3.51	16,275.72	
	NAUTICAL PETROLEUM PLC	5,624	3.55	19,965.20	
	SOCO INTERNATIONAL PLC	4,986	3.77	18,797.22	
	AVOCET MINING PLC	8,700	1.94	16,943.25	
	COVE ENERGY PLC	28,686	0.83	23,809.38	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,866	18.70	34,894.20	
	DS SMITH PLC	5,320	2.00	10,671.92	
	ELEMENTIS PLC	17,242	1.54	26,638.89	
	FERREXPO PLC	2,559	4.45	11,387.55	
	HOCHSCHILD MINING PLC	2,800	5.19	14,546.00	
	LONDON MINING PLC	2,811	3.92	11,033.17	
	MONDI PLC	2,251	6.03	13,573.53	
	RPC GROUP PLC	4,693	3.27	15,369.57	
	VALLAR PLC	780	12.40	9,672.00	
	VICTREX PLC	1,208	14.25	17,214.00	
	YULE CATTO & COMPANY PLC	10,133	2.10	21,340.09	

	AERO INVENTORY PLC	3,500	0.00	0.35	
	ASHTAD GROUP PLC	9,655	1.77	17,089.35	
	COOKSON GROUP PLC	3,732	6.75	25,191.00	
	FENENR PLC	7,028	3.87	27,198.36	
	IMI PLC	1,084	10.23	11,089.32	
	KENTZ CORPORATION LTD	2,613	4.20	10,974.60	
	MELROSE PLC	5,202	3.37	17,572.35	
	MORGAN CRUCIBLE COMPANY PLC	4,805	3.07	14,765.76	
	SENIOR PLC	12,564	1.51	18,984.20	
	WEIR GROUP PLC (THE)	679	18.69	12,690.51	
	CAPE PLC	8,934	4.86	43,486.24	
	ITE GROUP PLC	6,773	2.33	15,787.86	
	WS ATKINS PLC	1,470	7.79	11,451.30	
	GO-AHEAD GROUP PLC	600	14.52	8,712.00	
	HARGREAVES SERVICES PLC	1,410	10.15	14,311.50	
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	8,711	1.14	10,000.22	
	PERSIMMON PLC	3,038	4.85	14,740.37	
	TAYLOR WIMPEY PLC	37,000	0.38	14,093.30	
	MARSTON'S PLC	7,700	1.10	8,485.40	
	WILLIAM HILL PLC	7,700	2.12	16,324.00	
	CHIME COMMUNICATIONS PLC	4,251	2.70	11,477.70	
	RIGHTMOVE GROUP PLC	1,100	10.42	11,462.00	
	CARPHONE WAREHOUSE GROUP PLC	5,500	3.82	21,010.00	
	DEBENHAMS PLC	8,745	0.71	6,230.81	
	HOWDEN JOINERY GROUP PLC	15,848	1.11	17,638.82	
	MENZIES (JOHN) PLC	1,500	5.33	7,995.00	
	SPORTS DIRECT INTERNATIONAL	8,400	2.06	17,337.60	
	SUPERGROUP PLC	1,700	11.16	18,972.00	
	DEVRO PLC	4,900	2.89	14,170.80	
	PREMIER FOODS PLC	55,000	0.33	18,590.00	
	ABCAM PLC	4,450	4.00	17,800.00	
	PARAGON GROUP OF COMPANIES PLC	4,700	1.88	8,864.20	
	CLOSE BROTHERS GROUP PLC	1,000	7.75	7,750.00	
	INTERNATIONAL PERSONAL FINANCE	6,197	3.56	22,086.10	
	JUPITER FUND MANAGEMENT PLC	4,400	2.93	12,900.80	
	PROVIDENT FINANCIAL PLC	1,410	9.62	13,571.25	
	BEAZLEY PLC	7,227	1.28	9,301.14	
	LANCASHIRE HOLDINGS LTD	1,850	6.26	11,590.25	
	ST JAMES'S PLACE PLC	4,558	3.46	15,811.70	
	CAPITAL & COUNTIES PROPERTIES PLC	10,000	1.71	17,140.00	
	UNITE GROUP PLC	4,037	2.10	8,481.73	
	AVEVA GROUP PLC	1,011	15.48	15,650.28	
	COMPUTACENTER PLC	2,160	4.39	9,482.40	
	KOFAX PLC	3,300	4.70	15,519.90	
	DIPLOMA PLC	3,890	3.63	14,120.70	
	OXFORD INSTRUMENTS PLC	1,619	7.44	12,045.36	
	RENISHAW PLC	1,838	16.45	30,235.10	
	SPECTRIS PLC	1,944	15.49	30,112.56	
小計	銘柄数 :	68		1,075,630.55	
				(142,026,257)	
	組入時価比率 :	25.3%		25.8%	
スイスフラン	SCHMOLZ+BICKENBACH AG-REG	1,496	11.00	16,456.00	
	BUCHER INDUSTRIES AG-REG	135	207.60	28,026.00	
	DAETWYLER HOLDING AG-BR	70	83.80	5,866.00	
	GEORG FISCHER AG-REG	30	532.00	15,960.00	

	KOMAX HOLDING AG-REG	94	108.50	10,199.00	
	OC OERLIKON CORP AG-REG	10,956	7.00	76,692.00	
	SULZER AG-REG	51	151.60	7,731.60	
	ZEHNDER GROUP AG-BR	8	2,665.00	21,320.00	
	FLUGHAFEN ZUERICH AG - REG	73	375.50	27,411.50	
	AUTONEUM HOLDING AG	52	114.30	5,943.60	
	RIETER HOLDING AG-REG	52	255.50	13,286.00	
	FORBO HOLDING AG-REG	65	697.50	45,337.50	
	PUBLIGROUPE SA-REG	39	156.30	6,095.70	
	TAMEDIA AG-REG	25	136.00	3,400.00	
	BOSSARD HOLDING AG-BR	96	154.50	14,832.00	
	EMMI AG-REG	35	214.60	7,511.00	
	GAM HOLDINGS AG	3,229	17.10	55,215.90	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	24	377.50	9,060.00	
	SCHWEIZERISCHE NATIONAL-V AG-REG	188	36.75	6,909.00	
	SWISS LIFE HOLDING-REG	302	143.50	43,337.00	
	ALLREAL HOLDING AG-REG	55	143.00	7,865.00	
	INFICON HOLDING AG-REG	46	202.00	9,292.00	
	PHOENIX MECANO AG-BR	7	680.00	4,760.00	
	SCHAFFNER HOLDING AG-REG	29	339.00	9,831.00	
	AUSTRIAMICROSYSTEMS AG-BR	294	46.90	13,788.60	
小計	銘柄数 :	25		466,126.40	
				(43,237,884)	
	組入時価比率 :	7.7%		7.8%	
スウェーデンクローネ	LUNDIN PETROLEUM AB	1,139	83.15	94,707.85	
	BILLERUD AKTIEBOLAG	3,845	67.75	260,498.75	
	HEXPOL AB	1,061	182.00	193,102.00	
	NCC AB-B SHS	1,667	151.40	252,383.80	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	1,346	100.50	135,273.00	
	PEAB AB	72	49.65	3,574.80	
	SAAB AB-B	373	152.70	56,957.10	
	LOOMIS AB-B	2,619	94.75	248,150.25	
	JM AB	1,223	170.50	208,521.50	
	NEW WAVE GROUP AB-B SHS	3,190	45.70	145,783.00	
	BETSSON AB	1,905	153.00	291,465.00	
	BETSSON AB-RED SHS B NEW	1,763	7.00	12,341.00	
	BILIA AB-A SHS	1,631	128.75	209,991.25	
	AARHUSKARLSHAMN AB	821	196.00	160,916.00	
	MEDA AB-A SHS	3,204	69.85	223,799.40	
	FABEGE AB	2,369	68.45	162,158.05	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	1,177	47.90	56,378.30	
	WIHLBORGS FASTIGHETER AB	1,105	193.50	213,817.50	
	KNOW IT AB	421	89.00	37,469.00	
	AXIS COMMUNICATIONS AB	1,719	155.50	267,304.50	
小計	銘柄数 :	20		3,234,592.05	
				(42,082,042)	
	組入時価比率 :	7.5%		7.6%	
ノルウェークローネ	DET NORSKE OLJESELSKAP ASA	1,300	32.70	42,510.00	
	GOLAR LNG LTD	884	160.00	141,440.00	
	ROCKSOURCE ASA	13,816	3.24	44,763.84	
	TGS NOPEC GEOPHYSICAL COMPANY ASA	693	141.80	98,267.40	
	BWG HOMES ASA	4,586	24.50	112,357.00	
	STATOIL FUEL & RETAIL ASA	1,902	55.80	106,131.60	
	CERMAQ ASA	1,581	107.50	169,957.50	
	GRIEG SEAFOOD ASA	3,447	19.60	67,561.20	

	MARINE HARVEST	18,087	5.56	100,563.72	
	STOREBRAND ASA	3,042	49.42	150,335.64	
	ATEA ASA	2,299	57.50	132,192.50	
	ELTEK ASA	32,012	6.19	198,154.28	
小計	銘柄数：	12		1,364,234.68	
				(20,163,388)	
	組入時価比率：	3.6%		3.7%	
デンマーククローネ	DSV A/S	917	128.60	117,926.20	
	ROYAL UNIBREW A/S	823	371.00	305,333.00	
	GN STORE NORD A/S	3,768	52.05	196,124.40	
	JYSKE BANK A/S-REG	205	250.30	51,311.50	
	TOPDANMARK AS	237	951.00	225,387.00	
	TRYG A/S	366	310.00	113,460.00	
小計	銘柄数：	6		1,009,542.10	
				(15,789,238)	
	組入時価比率：	2.8%		2.9%	
合計				551,081,742	
				(551,081,742)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成23年6月20日現在）

種類	金額	単位
資産総額	525,185,301	円
負債総額	7,584,345	円
純資産総額(-)	517,600,956	円
発行済口数	2,990,311,094	口
1口当たり純資産額(/)	0.1731	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 前記(1)の申請があった場合には、前記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 前記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(2) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額（有価証券報告書提出日現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

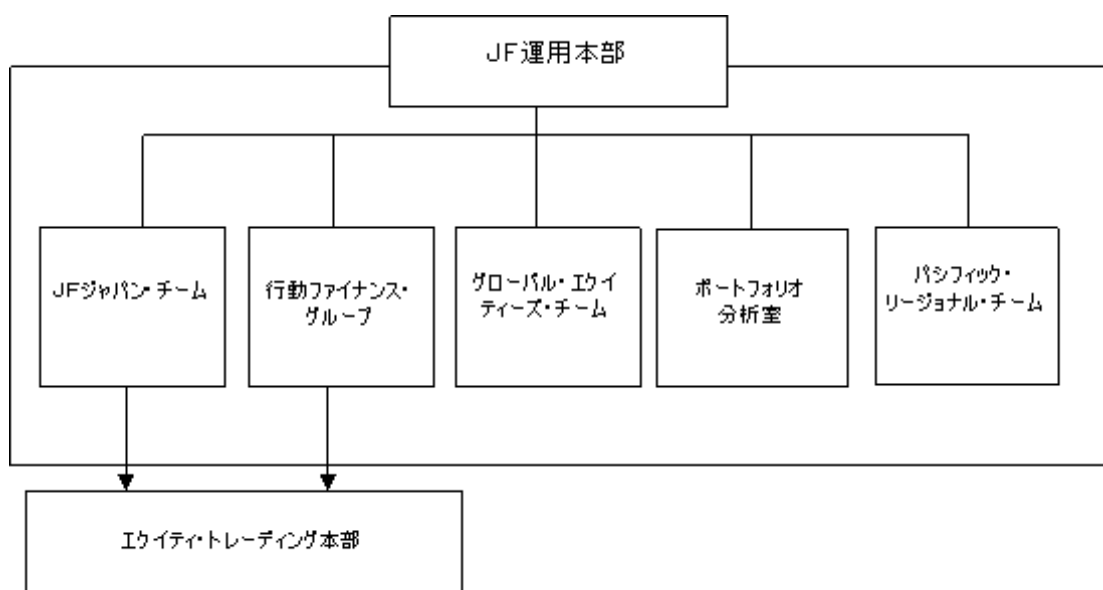
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

（イ） J F 運用本部



J F 運用本部は、J F ストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた運用を行います。

J F 運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、J F ストラテジーまたは行動ファイナンス・ストラテジーに基づいた国内外株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

J F ジャパン・チームは、J F 日本株式ストラテジーに基づき主に国内株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス・ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。

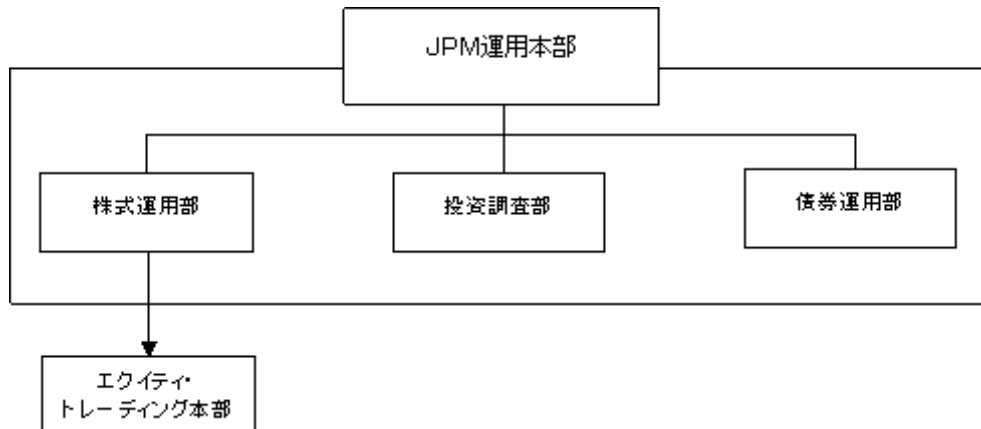
グローバル・エクイティーズ・チームは、「J P モルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に属するグローバル・エクイティーズ・チームの情報を参考に外国株式の投資判断を行います。

パシフィック・リージョナル・チームは、JF運用本部(グローバル・エクイティーズ・チームを除きます。)が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているJFストラテジーによる外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。また、「JPMorgan Asset Management」グループ各社に属するアジア・太平洋地域グループの情報を参考にアジア株式の投資判断を行います。

エクイティ・トレーディング本部は、前記・のチーム等による投資判断を受け、主に国内の株式の売買を執行します。

ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記・のチーム等にその結果を提供します。

(ロ) JPM運用本部



JPM運用本部は、国内株式・国内外の債券についてJPMストラテジーに基づいた運用を行う投資調査部、株式運用部および債券運用部から構成されます。

投資調査部に所属するアナリストはJPMストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。

株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。

債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。

エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部の運用商品部が為替ヘッジの為の投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成23年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める下記の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業

- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

平成23年6月末現在、委託会社が設定・運用している追加型証券投資信託は124本、単位型証券投資信託は1本、親投資信託は58本を数え、販売は100社余りの金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者)および登録金融機関を通じて行っています。運用している証券投資信託の合計純資産総額は11,719億円(ただし、親投資信託を除きます。)です。

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号、以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて、第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表及び第21期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第20期 (平成22年3月31日)			第21期 (平成23年3月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			4,432,272			5,414,021	
有価証券			6,701,185			5,004,882	
前払金			-			38,934	
前払費用			21,348			16,112	
未収入金			41,787			123,918	
未収委託者報酬			2,340,184			1,735,791	
未収収益			1,855,404			1,500,875	
未収還付法人税等			314,077			-	
繰延税金資産			414,964			372,782	
その他			139,989			78,056	
流動資産計			16,261,214	90.7		14,285,374	88.0
固定資産							
投資その他の資産			1,667,855			1,954,134	
投資有価証券		1,001,180			1,544,280		
敷金保証金		70,387			39,693		
繰延税金資産		562,869			336,941		
その他		33,419			33,219		
固定資産計			1,667,855	9.3		1,954,134	12.0
資産合計			17,929,069	100.0		16,239,508	100.0

		第20期 (平成22年3月31日)			第21期 (平成23年3月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			158,136			139,609	
未払金			2,568,492			1,735,331	
未払収益分配金		1,430			1,430		
未払償還金		20,556			20,556		
未払手数料		965,710			691,441		
その他未払金		1,580,796			1,021,903		
未払費用			1,574,533			1,225,901	
未払法人税等			-			56,115	
賞与引当金			494,529			442,670	
その他			52,624			-	
事務所賃貸借契約引当金			-			110,969	
流動負債計			4,848,316	27.0		3,710,597	22.8
固定負債							
賞与引当金			884,554			432,148	
役員賞与引当金			85,246			72,664	
退職給付引当金			447,183			36,878	
事務所賃貸借契約引当金			-			220,964	
固定負債計			1,416,985	7.9		762,656	4.7
負債合計			6,265,301	34.9		4,473,254	27.5

		第20期 (平成22年3月31日)			第21期 (平成23年3月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	12.4		2,218,000	13.7
資本剰余金			1,000,000	5.6		1,000,000	6.2
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			8,424,686	47.0		8,501,609	52.4
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,391,009			8,467,933		
株主資本計			11,642,686	65.0		11,719,609	72.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			21,081	0.1		46,644	0.2
評価・換算差額等計			21,081	0.1		46,644	0.2
純資産合計			11,663,768	65.1		11,766,254	72.5
負債・純資産合計			17,929,069	100.0		16,239,508	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			14,034,721			11,929,984	
運用受託報酬			7,439,849			6,482,687	
その他営業収益			580,102			1,083,760	
営業収益計			22,054,673	100.0		19,496,432	100.0
営業費用							
支払手数料			5,582,113			4,868,834	
広告宣伝費			132,236			207,748	
調査費			4,769,376			4,292,127	
委託調査費		4,410,491			3,959,671		
調査費		344,634			322,890		
図書費		14,250			9,564		
委託計算費			335,638			296,665	
営業雑経費			334,860			197,002	
通信費		38,521			32,914		
印刷費		264,352			130,247		
協会費		27,634			26,318		
諸会費		4,352			7,521		
営業費用計			11,154,226	50.6		9,862,379	50.6

区分	注記 番号	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			6,015,273			5,242,721	
役員報酬		124,543			117,503		
給料・手当		3,268,995			3,349,674		
賞与		1,218,577			758,761		
賞与引当金繰入額		1,151,159			684,115		
役員賞与		102,253			104,897		
役員賞与引当金繰入額		29,075			32,323		
その他の報酬		120,668			195,445		
福利厚生費			403,474			403,184	
交際費			40,926			50,964	
寄付金			23,157			6,280	
旅費交通費			136,000			195,873	
租税公課			67,296			64,466	
不動産賃借料			961,375			1,115,663	
退職給付費用			257,598			276,533	
退職金			50,768			131,877	
消耗器具備品費			113,857			114,309	
事務委託費			294,061			314,156	
関係会社付替費用			2,037,675			1,526,363	
諸経費			137,426			126,671	
一般管理費計			10,538,892	47.8		9,569,066	49.1
営業利益			361,555	1.6		64,986	0.3

区分	注記 番号	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金		1,480			4,612		
投資有価証券売却益		148,708			1,332		
為替差益		176,041			174,075		
デリバティブ評価益		-			87,308		
その他営業外収益		11,644			18,597		
営業外収益計			337,874	1.5		285,925	1.5
営業外費用							
投資有価証券売却損		193,920			74,218		
デリバティブ損失		32,039			36,060		
デリバティブ評価損		52,624			-		
その他営業外費用		22,453			2,939		
営業外費用計			301,037	1.4		113,218	0.6
経常利益			398,392	1.7		237,694	1.2
特別利益							
前期損益修正益		-			67,129		
年金制度統合に伴う退職 給付引当金戻入益		-			460,756		
特別利益計			-	-		527,885	2.7

区分	注記 番号	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
		内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
特別損失							
前期損益修正損		-			24,001		
事務所賃貸借契約引当金 繰入額		-			331,933		
事務所賃貸借契約損失		-			45,029		
特別損失計			-	-	400,964		2.1
税引前当期純利益			398,392	1.7		364,614	1.8
法人税、住民税及び事業税			57,906	0.2		5,385	0.0
過年度法人税等			-	-		31,733	0.2
法人税等調整額			254,397	1.1		250,571	1.2
当期純利益			86,088	0.4		76,923	0.4

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第20期 (自平成21年 4 月 1 日 至平成22年 3 月31日)	第21期 (自平成22年 4 月 1 日 至平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	11,304,921	8,391,009
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	-
当期純利益	86,088	76,923
当期変動額合計	2,913,911	76,923
当期末残高	8,391,009	8,467,933
株主資本合計		
前期末残高	14,556,597	11,642,686
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	-
当期純利益	86,088	76,923
当期変動額合計	2,913,911	76,923
当期末残高	11,642,686	11,719,609
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	237,629	21,081
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	258,711	25,562
当期変動額合計	258,711	25,562
当期末残高	21,081	46,644
評価・換算差額等合計		
前期末残高	237,629	21,081
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	258,711	25,562
当期変動額合計	258,711	25,562
当期末残高	21,081	46,644
純資産合計		
前期末残高	14,318,967	11,663,768
当期変動額		
剰余金の配当	3,000,000	-
当期純利益	86,088	76,923
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	258,711	25,562
当期変動額合計	2,655,199	102,486
当期末残高	11,663,768	11,766,254

重要な会計方針

項目	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>3. 引当金の計上基準</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき退職給付引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>(1)賞与引当金 同左</p> <p>(2)役員賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理 は、税抜方式によっております。	<p>(追加情報)</p> <p>平成22年7月1日付で内部引当型キャッシュバランスプランから複数事業主による外部積立型キャッシュバランスプランへ企業年金制度を変更致しました。この制度統合に伴い退職給付引当金を460,756千円取り崩したことにより特別利益を計上しております。</p> <p>(4)事務所賃貸借契約引当金</p> <p>事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料と第三者との転貸借契約から得られる事務所賃料収入の見込額に基づき引当金を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>事業拡充の見込により事務所面積拡張の賃貸借契約を結んでおりましたが、情勢の変更によりその部分を第三者へ転貸する計画に変更致しました。将来契約期間に亘る当該支払賃借料と第三者との転貸借契約から得られる事務所賃料収入の見込額に基づき、331,933千円を特別損失として計上し、同額引当金を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第20期 (平成22年3月31日)	第21期 (平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(損益計算書関係)

第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

第20期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年7月30日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	53,319	平成21年7月31日	平成21年8月5日

第21期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	-	-	56,265
合計	56,265	-	-	56,265

(リース取引関係)

第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)						
該当事項はありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">518,502千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,050,315千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,568,817千円</td> </tr> </table>	1年以内	518,502千円	1年超	2,050,315千円	合計	2,568,817千円
1年以内	518,502千円						
1年超	2,050,315千円						
合計	2,568,817千円						

（金融商品関係）

第20期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(1)金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがありますが、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

(i)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

()市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

()資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,432,272	4,432,272	-
(2)有価証券	6,701,185	6,701,185	-
(3)未収委託者報酬	2,340,184	2,340,184	-
(4)未収収益	1,855,404	1,855,404	-
(5)投資有価証券	1,001,180	1,001,180	-
資産計	16,330,227	16,330,227	-
(1)未払手数料	965,710	965,710	-
(2)未払金	1,580,796	1,580,796	-
(3)未払費用	1,574,533	1,574,533	-
(4)デリバティブ取引	52,624	52,624	-
負債計	4,173,663	4,173,663	-

(注1)金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬、及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)未払金、及び(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,432,272	-	-	-
未収委託者報酬	2,340,184	-	-	-
未収収益	1,855,404	-	-	-
合計	8,627,861	-	-	-

第21期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1)金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがあります。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、株価指数先物取引を行うことにより価格変動リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

金融商品に係るリスク管理体制

(i)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

()市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

()資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、質的重要性の高いデリバティブ取引を除き、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,414,021	5,414,021	-
(2)有価証券	5,004,882	5,004,882	-
(3)未収委託者報酬	1,735,791	1,735,791	-
(4)未収収益	1,500,875	1,500,875	-
(5)投資有価証券	1,544,280	1,544,280	-
(6)デリバティブ取引	34,684	34,684	-
資産計	15,234,534	15,234,534	-
(1)未払手数料	691,441	691,441	-
(2)その他未払金	1,021,903	1,021,903	-
(3)未払費用	1,225,901	1,225,901	-
負債計	2,939,246	2,939,246	-

（注）金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬、及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(6)デリバティブ取引

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、及び(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

現金及び預金	5,414,021	-	-	-
未収委託者報酬	1,735,791	-	-	-
未収収益	1,500,875	-	-	-
合計	8,650,687	-	-	-

(有価証券関係)

第20期（平成22年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他			
	投資信託	589,030	465,635	123,395
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他			
	投資信託	412,150	500,000	87,850
合計		1,001,180	965,635	35,545

(注) 有価証券（貸借対照表計上額 6,701,185千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他			
投資信託	1,029,329	148,708	193,920

第21期（平成23年3月31日）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他			
	投資信託	555,680	465,635	90,045
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他			
	投資信託	988,600	1,000,000	11,400
合計		1,544,280	1,465,635	78,645

(注) 有価証券（貸借対照表計上額 5,004,882千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	757,603	1,332	74,218

(デリバティブ取引関係)

第20期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	807,576	-	860,200	52,624

(注)時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

第21期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	485,004	-	450,320	34,684

(注)時価の算定方法

取引を行う取引所における最終の価格によっております。

(退職給付関係)

第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は平成19年10月に、確定拠出型年金制度及び、キャッシュバランス型年金制度を導入致しました。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。なお、平成22年7月1日付で内部引当型キャッシュバランスプランから複数事業主による外部積立型キャッシュバランスプランへ企業年金制度を変更致しました。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p>
(千円)	(千円)
退職給付債務	退職給付債務
454,283	636,081
年金資産	年金資産
-	589,975
会計基準変更時差異	会計基準変更時差異
-	-
未認識過去勤務債務	未認識過去勤務債務
27,445	25,457
未認識数理計算上の差異	未認識数理計算上の差異
34,545	34,685
退職給付引当金	退職給付引当金
447,183	36,878
(+ + + +)	(+ + + +)

第20期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第21期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																																																																						
<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">175,146</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">5,248</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,990</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,591</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td> <td style="text-align: right;">62,916</td> </tr> <tr> <td>その他(注1)</td> <td style="text-align: right;">14,687</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">257,598</td> </tr> <tr> <td>(+ + + + +) (注2)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。</p> <p>(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 30%;">期間定額方式</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td>1.75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td>8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)</td> </tr> </table>		(千円)	勤務費用	175,146	利息費用	5,248	期待運用収益	-	過去勤務債務の費用処理額	4,990	数理計算上の差異の費用処理額	4,591	確定拠出年金支払額	62,916	その他(注1)	14,687	<hr/>		退職給付費用	257,598	(+ + + + +) (注2)		退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式		割引率	1.75%		過去勤務債務の額の処理年数	8年		(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)			数理計算上の差異の処理年数	8年		(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)			<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(千円)</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">188,445</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">8,387</td> </tr> <tr> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">8,294</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">5,301</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,784</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金支払額</td> <td style="text-align: right;">71,320</td> </tr> <tr> <td>その他(注1)</td> <td style="text-align: right;">17,192</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">276,533</td> </tr> <tr> <td>(+ + + + +) (注2)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。</p> <p>(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="width: 30%;">期間定額方式</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成22年6月30日まで</td> <td>1.75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成22年7月1日から平成23年3月31日まで</td> <td>1.60%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の額の処理年数</td> <td>8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の処理年数</td> <td>8年</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)</td> </tr> </table>		(千円)	勤務費用	188,445	利息費用	8,387	期待運用収益	8,294	過去勤務債務の費用処理額	5,301	数理計算上の差異の費用処理額	4,784	確定拠出年金支払額	71,320	その他(注1)	17,192	<hr/>		退職給付費用	276,533	(+ + + + +) (注2)		退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式		割引率			平成22年4月1日から平成22年6月30日まで	1.75%		平成22年7月1日から平成23年3月31日まで	1.60%		過去勤務債務の額の処理年数	8年		(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)			数理計算上の差異の処理年数	8年		(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)		
	(千円)																																																																																						
勤務費用	175,146																																																																																						
利息費用	5,248																																																																																						
期待運用収益	-																																																																																						
過去勤務債務の費用処理額	4,990																																																																																						
数理計算上の差異の費用処理額	4,591																																																																																						
確定拠出年金支払額	62,916																																																																																						
その他(注1)	14,687																																																																																						
<hr/>																																																																																							
退職給付費用	257,598																																																																																						
(+ + + + +) (注2)																																																																																							
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																																						
割引率	1.75%																																																																																						
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																																						
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)																																																																																							
数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																																						
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)																																																																																							
	(千円)																																																																																						
勤務費用	188,445																																																																																						
利息費用	8,387																																																																																						
期待運用収益	8,294																																																																																						
過去勤務債務の費用処理額	5,301																																																																																						
数理計算上の差異の費用処理額	4,784																																																																																						
確定拠出年金支払額	71,320																																																																																						
その他(注1)	17,192																																																																																						
<hr/>																																																																																							
退職給付費用	276,533																																																																																						
(+ + + + +) (注2)																																																																																							
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額方式																																																																																						
割引率																																																																																							
平成22年4月1日から平成22年6月30日まで	1.75%																																																																																						
平成22年7月1日から平成23年3月31日まで	1.60%																																																																																						
過去勤務債務の額の処理年数	8年																																																																																						
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)																																																																																							
数理計算上の差異の処理年数	8年																																																																																						
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)																																																																																							

(税効果会計関係)

第20期 (平成22年3月31日)	第21期 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(流動)	(流動)
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
未払費用 24,704	未払費用 22,399
賞与引当金 201,224	賞与引当金 180,122
繰越欠損金 201,624	事務所賃貸借契約引当金 45,153
その他 12,154	繰越欠損金 115,152
繰延税金資産小計 439,707	その他 17,334
評価性引当額 7,278	繰延税金資産小計 380,162
繰延税金資産合計 432,428	評価性引当額 7,379
繰延税金負債	繰延税金資産合計 372,782
未収事業税 17,463	繰延税金資産の純額 372,782
繰延税金資産の純額 414,964	
(固定)	(固定)
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金 359,925	賞与引当金 175,841
役員賞与引当金 34,686	役員賞与引当金 29,567
退職給付引当金 181,958	事務所賃貸借契約引当金 89,910
その他 7,391	繰越欠損金 58,341
繰延税金資産小計 583,963	その他 21,913
評価性引当額 6,630	繰延税金資産小計 375,573
繰延税金資産合計 577,332	評価性引当額 6,630
繰延税金負債	繰延税金資産合計 368,942
その他有価証券評価差額金 14,463	繰延税金負債
繰延税金資産の純額 562,869	その他有価証券評価差額金 32,001
	繰延税金資産の純額 336,941

第20期 (平成22年3月31日)		第21期 (平成23年3月31日)	
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率 (調整)	40.7%	法定実効税率 (調整)	40.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	38.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	33.7%
その他	1.0%	その他	4.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	78.9%

(セグメント情報等)

関連情報

第21期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	その他	合計
外部顧客への売上高	11,929,984	6,482,687	1,083,760	19,496,432

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
16,332,114	3,164,318	19,496,432

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(追加情報)

第21期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

（関連当事者情報）

第20期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,199,785	未払費用	943,282
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	投資の助言・一任の受任	940,650	未収収益	205,555

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。
- (2) 投資の助言・一任の受任に関しては、一般的な手数料率を勘案し、協議の上、受任契約を結んで行っております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

第21期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	2,846,232	未払費用	740,851
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	調査費	685,171	未払費用	188,471

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J P モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（ 1 株当たり情報）

第20期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）		第21期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	
1株当たり純資産額	207,300円59銭	1株当たり純資産額	209,122円08銭
1株当たり当期純利益	1,530円06銭	1株当たり当期純利益	1,367円16銭
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たりの当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>1株当たりの当期純利益の算定上の基礎</p>	
損益計算書上の当期純利益	86,088千円	損益計算書上の当期純利益	76,923千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	86,088千円	普通株式に係る当期純利益	76,923千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	普通株式の期中平均株式数	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称 ：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成23年3月末現在)	事業の内容
J Pモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	2,400万ポンド	投資運用業務および投資顧問業を行っています

(3) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成23年3月末現在)	事業の内容
1	コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 (平成23年4月1日現在)	同上

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

(2) 運用委託先の会社

委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの運用指図を行います。

(3) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払等を行います。

3【資本関係】

受託会社、当ファンドの運用委託先の会社および販売会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成23年2月17日 有価証券届出書

平成23年2月17日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年1月12日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMヨーロッパ小型株ファンドの平成22年5月20日から平成22年11月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMヨーロッパ小型株ファンドの平成22年11月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月6日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMヨーロッパ小型株ファンドの平成22年11月20日から平成23年5月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMヨーロッパ小型株ファンドの平成23年5月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月23日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。